解散公告

当社は、平成二十七年十一月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

静岡県浜松市北区初生町一一七七番地

鎌倉建設株式会社

代表清算人　鎌倉　茂

解散公告

当社は、平成二十七年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

静岡県浜松市中区助信町二三番三六号

株式会社ビジネスブレイン鈴木

代表清算人　鈴木　安弘

解散公告

当社は、平成二十七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

三重県鈴鹿市国分町一二七三番地の四

株式会社名伸工業

代表清算人　篠原いつ子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

大阪府守口市大日町三丁目一番八号

株式会社スタッフプラザ

代表清算人　平野　晃

解散公告

当社は、平成二十七年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

有限会社エイ・エス・エイ・当新田

清算人　藤井　洋一

解散公告

当社は、平成二十七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

福岡県北九州市八幡西区浅川日の峯四丁目四番三号

有限会社木下重機

清算人　木下　博文

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年十月十五日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

新潟県新潟市東区若葉町二丁目一五番二六号

西野中野山土地区画整理組合

代表清算人　髙橋　策雄

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

名古屋市中区栄一丁目一〇番七号

医療法人博友会

清算人　酒井美枝子

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十七年十月二十二日京都府知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

京都府京丹後市丹後町尾和三九五の二番地

丹後町宇川土地改良区

代表清算人　小谷　治幸

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年八月二十六日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

宮崎県延岡市北川町川内名三二五六番地

白木土地改良区

清算人代表　須藤日支夫

配当公告

福島市南沢又字水門下六六、住民票上の住所仙台市青葉区花京院一丁目四番二五―七〇七号　破産者　木村かほる

右の者に対する仙台地方裁判所平成二十七年（フ）第四七号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七一四、〇三八、六六九円

一、配当することのできる金額

金九二、八二五、〇二七円

平成二十七年十一月二十六日

仙台市青葉区大町一―二―一六　大町カーブビル三階　晩翠法律事務所

破産管財人　菅野　修

配当公告

愛知県碧南市大浜上町三丁目六一番地　破産者　株式会社鈴木歯車製作所

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十六年（フ）第一六三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一七八、五四二、八六五円

一、配当をすることのできる金額

金五七、七七二、二九七円

平成二十七年十一月二十六日

愛知県岡崎市吹矢町八九番地鶴田ビル二階

破産管財人　弁護士　中根　克弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県潟上市天王字下狼縁三五番地、最後の住所秋田県潟上市天王字下狼縁三五番地

一三　被相続人　亡　真壁　聡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

秋田県秋田市中通三丁目二番四四号河北ビル五階

相続財産管理人　弁護士　内藤　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県安中市板鼻二丁目二二六八番地、最後の住所群馬県安中市板鼻二〇五五番地

被相続人　亡　斎藤　憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

群馬県安中市安中三丁目二二番三六号

相続財産管理人　司法書士　三輪　覚源

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武郡横芝町栗山一一二六番地の五、最後の住所千葉県山武郡横芝町横芝一五〇一番地四七　被相続人　亡　齋藤　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

事務所千葉県匝瑳市八日市場イ八三番地

弁護士法人房総法律八日市場事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　幸也

第35期決算公告

平成27年11月9日

東京都港区南青山二丁目5番20号

株式会社帝国興信所

代表取締役　後藤　絢子

貸借対照表の要旨（平成27年9月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	270
	固定資産	2,763
	合計	3,034
負債及び純資産の部	流動負債	2
	固定負債	2,409
	株主資本	623
	資本金	32
	利益剰余金	591
	その他利益剰余金	591
	（うち当期純損失）	(13)
	合計	3,034